

## 天皇の国事行為について

- 天皇は、憲法の定める以下の国事に関する行為のみを行う。(憲法第4条)

- ア 内閣総理大臣の任命 (第6条)
- イ 最高裁判所長官の任命 (第6条)
- ウ 憲法改正, 法律, 政令及び条約の公布 (第7条第1号)
- エ 国会の召集 (第7条第2号)
- オ 衆議院の解散 (第7条第3号)
- カ 総選挙の施行の公示 (第7条第4号)
- キ 国務大臣その他の官吏の任免, 全権委任状及び大使公使の信任状の認証 (第7条第5号)
- ク 大赦, 特赦, 減刑, 刑の執行の免除及び復権の認証 (第7条第6号)
- ケ 栄典の授与 (第7条第7号)
- コ 批准書その他の外交文書の認証 (第7条第8号)
- サ 外国の大使, 公使の接受 (第7条第9号)
- シ 儀式 (第7条第10号)

- 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。(憲法第3条)

○ 国事行為の代行

・ 国事行為の委任

天皇が行う国事に関する行為は、法律の定めるところにより、委任することができる。(憲法第4条)

・ 摂政

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。(憲法第5条)

(参考) 摂政について

① 摂政設置の条件 (皇室典範第16条)

- ・ 天皇が未成年のとき
- ・ 天皇が精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないとき (皇室会議の議による)

② 摂政の順序 (皇室典範第17条)

以下の順序により、成年に達した皇族が就任。

- 一 皇太子又は皇太孫
- 二 親王及び王
- 三 皇后
- 四 皇太后
- 五 太皇太后
- 六 内親王及び女王